

公益財団法人 福井県スポーツ協会 専門委員会規程

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会定款第39条の規程に基づき、専門委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条 委員会の名称は、別表の通りとする。

2. 委員会は、本会定款第39条に基づき、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

第3条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

委員 若干名

2. 委員は、会長が理事会に諮って会長が委嘱する。

3. 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統轄する。

4. 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第4条 委員および役員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員および役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2. 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、委員会を開き議事を議決することができない。

3. 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 本会、会長・副会長・専務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

5. 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

別表 総務企画委員会
競技力向上対策委員会
生涯スポーツ委員会
スポーツ医・科学委員会

附則 この規程は、平成8年4月24日から施行する。

附則 この規程は、平成10年4月28日から施行する。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂（第1条）